

保管及び使用機器の所在地は、同じ住所を記入してください。
*複数事業場がある場合は、事業場ごとに作成をしてください。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

（あて先） 岐 阜 市 長

〇〇年 △月××日

2部提出してください
控への返却を希望する場合は
3部提出してください

・会社名と代表者名を記入
・印は不要

届出者

住 所 岐阜市神田町〇丁目×番地
氏 名 岐阜〇〇工業(株) 代表取締役 □□ □□
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 058-262-1483

提出日を記入

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、〇〇年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	岐阜〇〇工業(株) 岐阜工場		PCB廃棄物保管場所の住所
保管事業場の所在地	岐阜市今沢町〇丁目×番地		
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	〇〇 〇〇	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格のある方を記入	電話番号 058-265-4141
保管の場所	保管事業場と同じ		

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物 ← 3月31日時点の保管状況を記入

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
25-1	変圧器 (トランス)	100KVA	三菱電機(株)	RA-RA2	S46.5	不燃性油	H〇.〇	1台	250kg	高濃度	容器無し	有	分別	無	H〇.〇月登録	
25-2	コンデンサー (3kg以上)	50KVA	松下電器産業(株)	ZB-6615 3R-2	S41.8	AF式	H〇.〇	3台	75kg	高濃度	容器無し	有	分別	無	H〇.〇月登録	
25-3	蛍光灯用安定器	4〇W	岩崎電気(株)	F42RSIB-4	不明	不明	H〇.〇	65個	130kg	高濃度	プラスチック容器	有	分別	一部機器ににじみ有り	調整中	容器内に漏れ無し

25 は H25 年度発生分を表す

高圧機器は、KVA 単位で記入。
不明時は寸法「縦×横×高」をmm単位で記入

高濃度または低濃度を記入してください。
濃度不明の場合は、「区分不明」と記入してください。

機器をそのまま保管している場合は「容器無し」と記入

業規格 A列4番)

(第2面)

新規発生機器等の写真を添付
 *保管状況 *銘板
 発生した機器等がなければ「該当なし」と記入

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類ごと及び届出年度ごとに整理番号を付与						廃棄物の型式等		量		濃度区分	保管開始年月日	保管開始理由	参考事項
	廃棄物の種類	定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)						
○-1	コンデンサー (3kg未満)	不明	日本コンデンサ工業(株)	不明	S45	不明	1缶(30台)	60kg	高濃度	H〇.〇.〇	岐阜工場内 管理事務所	一部漏れ有		
○-2	変圧器(トランス)	250KVA	東芝	SCTW-N	S46.5	不燃(性) 油	1台	500kg	高濃度	H〇.〇.〇	各務原工場 より移動			

○は届出年度に新規発生したことを表します。
 【平成28年度に新規発生の場合は、28になります。】

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物 (④の場合を除く)

移動先の情報を詳しく記入してください。

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	保管終了年月日	保管終了理由	移動先の保管の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)					
25-3	蛍光灯用安定器	40W	岩崎電気(株)	F42RSIB-4	不明	不明	65個	130kg	高濃度	H〇.〇.〇	各務原工場へ移動	各務原市〇〇町〇〇番地 岐阜〇〇工業(株) 各務原工場	安定器類を集約
○-1	コンデンサー (3kg未満)	不明	日本コンデンサ工業(株)	不明	S45	不明	1缶 (30台)	60kg	高濃度	H〇.〇.〇	〃	同じ	〃

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					量		濃度区分	自ら処分した場合		処分を委託した場合		参考事項	
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)		処分年月日	処分後の廃棄物の種類及び処分先	処分委託年月日	処分受託者の名称		処分年月日
25-2	コンデンサー (3kg以上)	50KVA	松下電器産業(株)	ZB-6615 3R-2	S41.8	AF式	3台	75kg	高濃度			H〇.〇.〇	中間貯蔵・環境安全事業(株)	H〇.〇.〇	

非該当と判明した機器についても、④に記入してください。
 参考事項に「非該当」と記入し、濃度検査の写し又はPCB含有有無の証明書等を添付してください。

PCB 廃棄物の収集・運搬又は処分についての「産業廃棄物管理票(E票)」の写しを添付してください。
 電子マニフェストは、受渡確認票の最終処分日が印字されているものの写しを添付してください。

(第3面)

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称	岐阜〇〇工業(株) 岐阜工場	} PCB使用製品の所在場所の住所 (保管事業場の所在地と同住所で記入してください。)
所在事業場の所在地	岐阜市今沢町〇丁目×番地	
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名	〇〇 〇〇	← 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格のある方を記入
電話番号	058-265-4141	
所在の場所	所在事業場と同じ	

3月31日時点の使用状況を記入

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品 (高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)

番号	製品の種類	製品の型式等					廃棄の見込み		量		濃度区分	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	廃棄予定年月	処分業者との調整状況	台数又は個数	総重量 (1台当たり重量×台数)		
使-1	コンデンサ (3kg以上)	75KVA	三菱電機(株)	KL-4	1972.1	不明	H〇.〇	調整中	1台	47kg	低濃度	H29年度中に濃度検査実施予定
使-2	コンデンサ (3kg以上)	20KVA	松下電器産業(株)	不明	1968.10	不明	H〇.〇	調整中	2台	60kg	濃度不明	

使用中のPCB含有機器について、記入してください。該当がない場合は、「該当なし」と記入してください。

機器等の情報に関して必要な情報がある場合は、参考事項に記入してください。
また、記入欄が不足の時は、別紙に一覧表を作成して、添付しても結構です。
*製品の種類欄に「別紙参照」と記入して添付してください。

(第4面)

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始年月日	所有開始場所	所有開始理由	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				
	該当なし											
使用中の機器で、新たに PCB 含有が判明した機器等を記入してください。 該当がない場合は「該当なし」と記入してください。												

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了年月日	所有終了理由	移動先の所在の場所並びに事業者又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は容器の数	総重量 (1台あたり重量×台数)				
	該当なし											
届出済みの使用中機器又は新たに PCB 含有が判明した使用中機器等の 使用を止め、移動した場合に記入してください。 該当がない場合は「該当なし」と記入してください。												

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28-001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握することができないときは、保管している容器の数（缶数等）を単位とともに記入すること。

(第5面)

9. 「量」の欄のうち、「総重量」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については、1台当たりの重量に台数(個数)を掛けた重量を記載すること。その他のものについては、容器込みでの重量を記載すること。
10. 「濃度区分」の欄には、「高濃度」、「低濃度」又は「不明」のうち該当するものを記入すること。なお、「高濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の略称、「低濃度」とは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品の略称である。
11. 「保管の状況」として、新たにポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付すること。
12. 「保管の状況」の欄のうち、「容器の性状」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している容器の有無、容器がある場合にはその種類を具体的に記入すること(例:「ドラム缶」、「なし」)。
13. 「保管の状況」の欄のうち、「囲い等の有無」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管している場所の周囲の囲いの有無及び保管に係る掲示板の有無を記入すること。
14. 「保管の状況」の欄のうち、「分別・混在の別」の欄には、他の物品と分別して保管しているか混在して保管しているかの別を記入すること。
15. 「保管の状況」の欄のうち、「漏れ等のおそれ」の欄には、保管中のポリ塩化ビフェニル廃棄物が漏れたりこぼれ落ちたりするおそれの有無を記入すること。
16. 「処分業者との調整状況」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る処分業者との委託契約の締結状況等を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。
17. 「参考事項」の欄には、その他保管の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること(例:「屋内で保管」、「絶縁油を抜いたもの」、「PCB濃度△mg/kg」、「今後分析予定」)。なお、保管の場所や所在の場所が複数存在する場合は、各廃棄物及び製品について、その保管の場所又は所在の場所をそれぞれ特定して記載すること。
18. 「保管開始理由」及び「所有開始理由」の欄には、「他の事業場から移動」、「譲受け」及び「承継」のいずれかを記入すること。
19. 「保管終了理由」及び「所有終了理由」の欄には、「他の事業場に移動」、「譲渡し」及び「承継」のいずれかを記入すること。
20. 「処分年月日」の欄には、実際にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が終了した日を記入すること。
21. 「処分後の廃棄物の種類及び処分先」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物の種類及び処分先を記入すること。
22. 「①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品(高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。)」の表は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のポリ塩化ビフェニル使用製品については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業者が、本施行規則第9条第1項第5号又は第20条第1項第5号の規定に基づき、記載するものである。
23. 「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品をいう。
24. この届出書において、「廃棄」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。
25. 「廃棄予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については記載しなくて構わない。
26. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票の写し(廃棄物処理法第12条の3第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。以下同じ。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。なお、電子情報処理組織を使用するためこれらの書類を添付することができない場合は、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。ただし、6月30日において、産業廃棄物管理票の写しの送付又は廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日又はその通知のあった日から10日以内に提出すること。
27. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
28. 都道府県知事が定める部数を提出すること。